

板橋区精密検査結果通知制度実施要綱

(平成14年 4月 1日板橋区長決定)

(平成15年 3月18日一部改正)

(平成16年11月 8日一部改正)

(平成18年 3月 2日一部改正)

(平成19年 3月26日一部改正)

(平成20年 3月31日一部改正)

(平成25年 3月27日一部改正)

(平成26年 3月 3日一部改正)

(令和 3年 3月 9日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区(以下「区」という。)が実施する健康診査において精密検査を要するとされた受診者の精密検査に基づく診断結果を医療機関が区に通知することについて必要な事項を定め、精密検査の受診促進を図るとともに、健康診査の精度を管理することを目的とする。

(結果通知の対象者)

第2条 精密検査の結果を区に通知する対象となる者(以下「対象者」という。)は、別表左欄に掲げる健康診査(以下「健康診査」という。)について、同表右欄に掲げる者とする。

(結果通知医療機関)

第3条 精密検査の結果を区に通知する結果通知医療機関は、健康診査の受託者に属する前条の健康診査を実施した医療機関(以下「健康診査実施医療機関」という。)とする。ただし、集団検診の方法により健康診査を実施する場合にあっては、区は、別途、健康診査実施医療機関を指定する。

(精密検査の受診勧奨等)

第4条 健康診査実施医療機関は、健康診査の結果、受診者が精密検査の結果を通知する対象となった場合、医師による結果説明がやむを得ずできない場合を除き、受診者に対し、健康診査の結果通知時に精密検査の受診を勧奨するものとする。

(精密検査の実施)

第5条 前条の場合において、健康診査実施医療機関は、自ら精密検査(健康診査の結果を参考として新たな検査を行い、医学的な診断を確定できる場合に限る。以下同じ。)を実施し、又は精密検査を行うことのできる適切な医療機関に、受診者の同意を得て、診療情報の提供を行うものとする。

2 前項の規定により、他の医療機関に診療情報の提供を行った健康診査実施医療機関は、精密検査に基づく診断結果について、その把握に努めるものとする。

3 区は、精密検査の実施に必要となる費用については負担しない。

(結果の通知)

第6条 健康診査実施医療機関は、精密検査の結果が得られた場合、その結果等必要な

事項について、受託者を通じ速やかに区に通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 区は、精密検査の結果の通知について、健康診査の受託者と契約を締結する。

(記録の保存)

第8条 区及び受託者は、精密検査結果通知書等、精密検査結果の通知に関する書類を5年間保存するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、精密検査結果の通知に関し必要な事項は、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成16年12月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

別表

健康診査の区分	対象となる受診者
区民一般健康診査	肝疾患について、「要医療」又は「要指導」とされた受診者
国保特定健康診査	肝疾患について、「要医療」又は「要指導」とされた受診者
後期高齢者 医療健康診査	肝疾患について、「要医療」又は「要指導」とされた受診者
肝炎ウイルス検診	<ul style="list-style-type: none"> ・ C型肝炎ウイルス検診において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」とされた受診者 ・ B型肝炎ウイルス検診 において「陽性」とされた受診者
胃がん検診 (エックス線検査)	「精密検査が必要です」とされた受診者
胃がん検診 (内視鏡検査)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「生検：あり」とされた受診者 ・ 「再検査の必要性：あり」とされた受診者
子宮がん検診	「精密検査を要します」とされた受診者
乳がん検診	「要精密検査」とされた受診者
肺がん検診	「精密検査が必要です」とされた受診者
前立腺がん検診	「精密検査が必要です」とされた受診者
大腸がん検診	「陽性」とされた受診者
喉頭がん検診	「精密検査を要します」とされた受診者
胃がんリスク検診	「精密検査あり」とされた受診者